

大阪府立臨海スポーツセンターの管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立臨海スポーツセンター管理運営業務
2. 履行場所	大阪府高石市高師浜丁6番1号 大阪府立臨海スポーツセンター（別紙1にて詳述）
3. 指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 指定管理料	金 8,000,000 円 （うち消費税及び地方消費税額 金 727,273 円を含む）

大阪府（以下「甲」という。）は、南海ビルサービス株式会社（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立臨海スポーツセンター条例設置条例（昭和59年大阪府条例第9号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者として、大阪府立臨海スポーツセンター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が実施した「大阪府立臨海スポーツセンター 指定管理者募集要項」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

- 第1条 甲は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙の構成員は、この指定を受けて当該業務を共同連帯して行うものとする。
- 2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。
- 3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

- 第2条 乙は、センターを「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、申請時に直接使用しないことをあらかじめ提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（指定期間）

- 第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第26条に規定する指定の取消しがあったときをいう。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、センターを明け渡さなければならない。
- 2 管理運営業務に係る事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

- 第4条 センターの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。
- （1）センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- （2）センターの維持及び補修に関する業務（ただし、別紙4に掲げる「リスク分担表」の範囲に限る。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めて乙に指示する業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3「管理業務の仕様書（以下「仕様書」という。様式省略）」に定めるとおりとする。
- 3 センターは、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

（指定管理者の責務）

- 第5条 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災

害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理対応マニュアルを整備すること。

- 2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務を継続できないおそれが生じた場合の対応)

第6条 乙は、管理運営業務を継続することができないおそれが生じた場合には、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することができないおそれが生じたときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第7条 乙は、センターの自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、所轄庁に届け出るものとする。

- 2 乙は、センターの自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。
- 3 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- 4 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し、これらに従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うことを確保する。
- 5 乙は、電気主任技術者を選任する際に、選任対象者（電気主任技術者）が当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実にを行うことを確保する。

(事業計画書等の提出)

第8条 乙は、毎年度、当該事業年度の前年度の3月15日までに事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を書面により甲に提出しなければならない。

- 2 事業計画書には管理運営業務の実施計画（利用予定者数、利用調整状況、保守点検実施計画等）及び自主事業の実施計画を、収支計画書には管理運営業務及び自主事業の収支計画を、管理体制計画書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の体制並びに人権研修計画を記載するものとする。
- 3 甲は、事業計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し必要な指示をすることができる。

(事業報告書等の提出)

第9条 乙は、当該事業年度の翌年度の6月末日までに事業者としての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（以下「計算書等」という。）を提出しなければならない。乙は、計算書等を提出する際、書面により公認会計士の監査結果を併せて提出しなければならない。但し、乙は複数の株式会社による任意団体であることに鑑み、計算書等は乙の構成団体各々の計算書等を提出するものとする。

- 2 乙は、センターの各年度四半期毎の利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況及び収支状況（管理運営業務及び自主事業）を記載した事業報告書を書面により各四半期終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

なお、第4四半期の事業報告書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況を記載した管理体制報告書及び就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化に係る報告書を添付するものとする。

- 3 甲は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、実地調査し、必要な指示をすることができる。
- 4 乙は、甲が管理運営業務の適正化、効率化を図るために必要と認めたその他の書類

について、甲の求めに応じて提出しなければならない。

(指定管理料の金額)

第10条 甲は、乙に対し、別紙5として本協定書に添付された「指定管理料に関する規定」に従って指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の支払)

第11条 乙は、別紙5の「指定管理料に関する規定」に定める支払計画に従って、甲に対し、指定管理料を請求することができる。

2 乙は、前項の規定による四半期毎の請求をするときには、当該四半期における月毎の利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況及び収支状況を記載した報告書を書面により甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による乙からの請求を受理した日から30日以内に、指定管理料を乙に支払わなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第12条 管理運営業務に必要な備品等の購入費用は、乙が負担する。

2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。

3 乙は、第1項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則（昭和55年3月31日大阪府規則第48号）第6章に準じ管理するものとする。

4 乙は、第1項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第12条の2 甲は、管理運営業務を遂行するために別紙6の「貸与物品リスト」に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。

3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。

4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。

6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。

7 本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(リスク負担)

第13条 指定期間中に発生するリスクの分担については、別紙4のとおりとする。ただし、別紙4に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。

3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。

4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

- 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

(賠償責任保険)

第14条 乙は、管理運営業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、保険契約を締結するにあたり、甲を追加被保険者とするものとする。

(1) 施設賠償責任保険

(ア) 対人賠償1事故につき：10億円、1名につき：5億円

(イ) 対物賠償1事故につき：5億円

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、管理運営業務を開始するまでに、保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更する場合も、前第1項の規定を満足させる範囲で更新又は変更するものとし、更新又は変更後3営業日以内に更新または変更にかかる保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出するものとする。

(個人情報保護)

第15条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(文書管理)

第17条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

- 2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。
3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第18条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第19条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、別記「情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項について」により、対策を実施するものとする。

(情報公開)

第20条 乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第21条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(モニタリング(点検)の実施)

第22条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映する。
- 4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。
- 5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。

(利用者満足度調査の実施)

第23条 甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第24条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第25条 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。但し、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第26条 甲は、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。
- 3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。

(暴力団等の排除)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 乙の役員等(乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者、又は、経営に事実上参画している者)が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 乙の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、指定を取消された場合において、第26条第2項を準用する。
 - 3 第1項の規定により指定を取消されたときは、乙はそれによって生じた甲の損害の賠償につき、次条の規定を準用する。

(損害の賠償)

第28条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、必要な保険に加入し、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(自主事業)

第29条 乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを実施することができる。

(第三者への委託の禁止等)

第30条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

(1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

(2) 入札参加除外の措置を受けている者

(3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第9条第1項に規定する誓約書違反者として指定された者

(4) 役員等（受任者又は下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受任者又は下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められる者

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

6 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(指定の辞退等)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

第32条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第33条 乙は、構成員の定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第34条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第35条 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものがセンターの管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(ネーミングライツ等)

第36条 甲がネーミングライツ事業（府有施設及びその付帯設備等に企業の社名やブランド名を愛称として付与する事業をいう。）を実施した場合、施設管理者としての一般的な協力をするものとする。

(所轄裁判所)

第37条 本協定に関する準拠法は日本法とし、本協定に関して紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議)

第38条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年4月1日

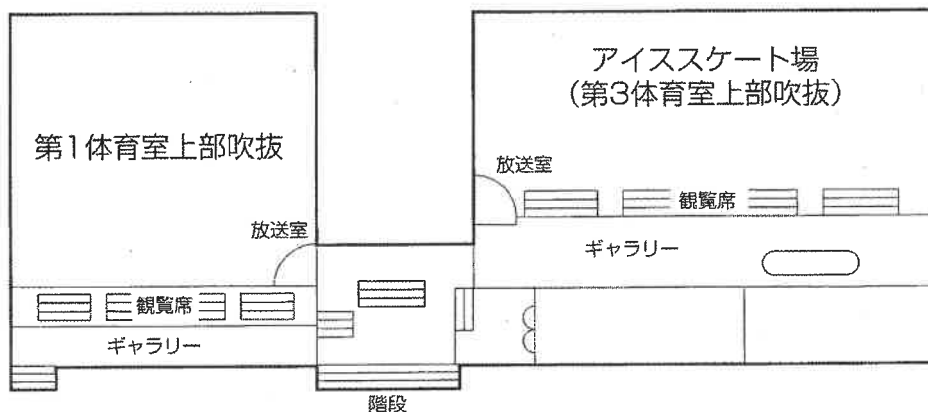
(甲) 大阪市中央区大手前二丁目
大阪府
代表者 大阪府教育委員会
教育長 水野 達朗

(乙) 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海ビルサービス株式会社
代表者 代表取締役 山本 昇

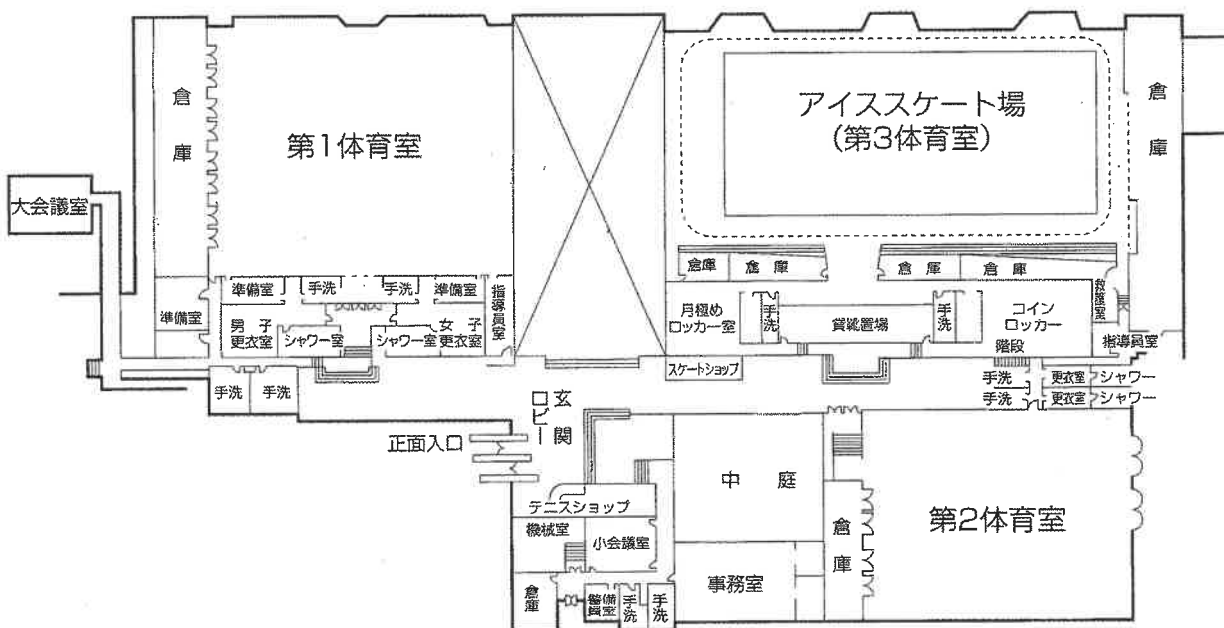
物件の表示

- 1 名称 大阪府立臨海スポーツセンター
- 2 物件
 - (1)所在地 大阪府高石市高師浜丁6番1号
 - (2)土地 25,695.78㎡
 - (3)建物 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
規模 建築面積 10,543.00㎡
延床面積 12,381.27㎡
 - (4)工作物 門、塔、囲障、築庭 渡り廊下 一式
 - (5)附帯設備 電気設備、空間設備、衛生設備、特殊設備
- 3 施設管理区域 別添図面のとおり

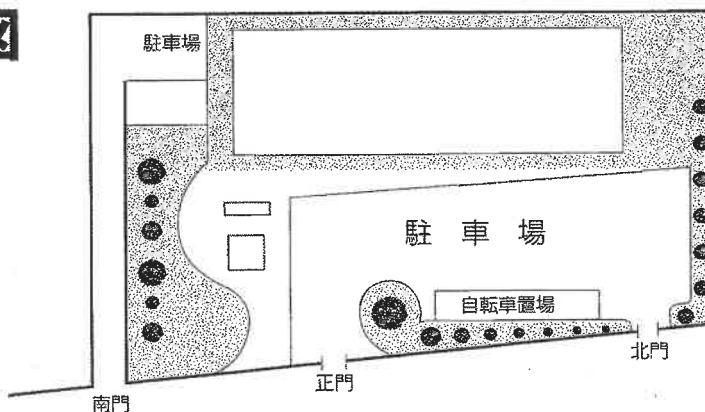
施設の平面図 (2階)



(1階)



駐車場見取図 (153台)



管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領

1 目的

この要領は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が行う公の施設の管理運営業務に係る情報について、その公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表する情報

乙は、次の(1)から(7)に掲げる資料をセンターに備えつけ、一般の閲覧に供すること。ただし、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に該当すると認められる部分がある場合は、当該部分を削除の上公表する。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 管理体制計画書
- (5) 本協定書
- (6) 各年度の事業報告書
- (7) 各年度の事業計画書

管理運営業務の仕様書

<臨スポ管理運営業務>

- (1) 年間利用計画策定、専用利用に係る各種大会等の誘致
(専用利用希望票の発送・回収・調整・確定、利用日程調整票の発送・回収)
- (2) 一般利用（一般開放）日の日程決定
- (3) 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明
- (4) 予約申込み受付業務
- (5) 申請受付使用承認業務
- (6) 利用料金徴収業務
- (7) 利用団体との事前打ち合わせ（行事全体）
- (8) 事前打ち合わせに基づく指示書作成及び業務の実施（担当業務に係るもの）
- (9) 貸館行事の進行管理
- (10) アイススケートリンク管理運営業務（貸靴、券売業務含む。）
- (11) フロア等管理運営業務
- (12) 総合案内業務
- (13) 附帯設備貸出補助及び雑業務
- (14) 広報誌の企画、発行等広報業務
- (15) 臨スポのホームページ作成、更新業務
- (16) 諸設備、体育器具、備品等の管理、点検立会、補修指示等
- (17) 駐車場の運営
- (18) 災害時等の危機管理対応業務
- (19) 大阪府との調査・照会・報告等の調整窓口業務
- (20) 事務室管理運営業務（利用者の受付・苦情対応含む）
- (21) その他臨スポの円滑な管理運営に必要な業務
 - ①鍵の保管及び受け渡しの実施
 - ②第三者の立入工事等の記録
 - ③拾得物、紛失物の処理手続き
 - ④ロッカーの点検確認
 - ⑤開門、閉門
 - ⑥盗難、傷害等の防止及び措置
 - ⑦各室の最終施錠の確認
 - ⑧備品・消耗品の管理保管
 - ⑨日誌等の記録作成報告
 - ⑩その他の雑業務

<臨スポ施設・設備維持管理業務>

- (1) 電気及び機械設備運転保守管理業務
- (2) 警備保安業務
- (3) 清掃業務（植栽管理含む。）
- (4) 設備機器法定点検及び環境衛生業務
- (5) 設備機器定期点検業務
- (6) 駐車場管理業務
- (7) その他円滑な運営に必要な業務

<自主事業>

- ・施設の空きスペース等を利用した施設活用事業（スポーツ教室等の日程確定、運営）

リスク分担表 (○印が、リスク負担者)

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
管理運営業務 および事業の 中止・延期	大阪府の責任による中止・延期	○	
	法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改修		○
	大阪府の発意により行う施設・設備・外構の改修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体 の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
	第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	大阪府の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会の提言等に基づく改善（施設躯体にかかるものは除く）		○
天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

指定管理料に関する規定

第1 指定管理料の取扱い

甲が乙に支払う指定管理料は、8,000,000円（うち消費税及び地方消費税727,273円）とし、各年度の指定管理料は下表及び「第2 支払計画」のとおりとする。ただし、年度毎に次の各号及び「第3 指定管理料の変更」の規定に基づき精算を行うものとする。

（単位：千円）

		令和8年度
総収入		157,336
事業収入		117,302
その他収入		32,034
府指定管理料		8,000
総支出		156,921
うち基本修繕費		3,000

(1) 各年度の実績における総収入額が総支出額を上回った場合は、次のAからCの該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の甲が乙に支払う各年度の第4期の指定管理料から差し引くものとする。

当該年度の利益額	精算額
A 500万円以下の場合	利益額の20%
B 1,000万円以下の場合	100万円＋（500万円を超え、1,000万円までの利益額の10%）
C 1,000万円を超える場合	150万円＋（1,000万円を超える利益額の5%）

(2) 各年度の実績における基本修繕費が3,000,000円を下回った場合は、その下回った額を甲が乙に支払う各年度の第4期の指定管理料から差し引くものとする。

(3) 各年度の実績における総収入額及び総支出額に関わらず、甲が乙に支払う指定管理料は増額しない。

第2 支払計画

年度	指定管理料 (うち消費税及び地方消費税)
令和8年度	8,000,000円 (うち727,273円)
第1期 (4月～6月)	2,000,000円
第2期 (7月～9月)	2,000,000円
第3期 (10月～12月)	2,000,000円
第4期 (1月～3月)	2,000,000円

第3 指定管理料の変更

本協定に基づき、甲が責任を負う休止以外の理由によりセンターを連続して30日を超えて休止（センターの一部施設の休止を含む。）した場合、甲は次の計算式により得た額を指定管理料から減額することができるものとする。

(1) センターの全部を休止した場合：指定管理料×(A/365)

(2) センターの一部施設を休止した場合：指定管理料×(B/C)×(A/365)

注1) 指定管理料：第2 支払計画の当該年度の指定管理料

注2) A：大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則第三条に定められた休館日を除外し、連続して30日を超える日数。

注3) B：休止する一部施設の当該年度の前年度から過去3年間における実績収入額の合計

注4) C：当該年度の前年度から過去3年間におけるセンターの実績総収入額の合計

貸与物品リスト

番号	品種名称	品目名称	商品名	規格	数量	金額	単価	確認状況	備考
A1	家具什器類	卓子類	会議机		27	769,500	28,500	現物有	
A2	家具什器類	卓子類	会議机		8	64,176	8,022	現物有	
A3	家具什器類	卓子類	会議机		5	90,668	0	現物有	
A4	家具什器類	卓子類	会議机	TOYO NTT-1845	30	252,450	8,415	現物有	
A5	家具什器類	卓子類	平机		1	135,000	135,000	現物有	No.60061010000
A6	家具什器類	卓子類	演卓		1	110,000	110,000	現物有	No.60056680000
A7	家具什器類	卓子類	会議テーブルセット		1	110,000	0	現物有	
B1	家具什器類	椅子類	広接用椅子		2	96,000	19,200	現物有	
B2	家具什器類	椅子類	パイプ椅子(折りたたみ式)		568	2,745,000	0	現物有	
B3	家具什器類	椅子類	アルミベンチ	ツカサドルフィン TNB-A1800	4	2,745,000	0	現物有	
C1	家具什器類	戸棚類	食器棚		1	263,370	87,790	現物有	
C2	家具什器類	戸棚類	更衣ロッカー		88	147,840	1,680	現物有	
C3	家具什器類	戸棚類	書棚		6	175,000	0	現物有	
C4	家具什器類	戸棚類	サイドボード		1	1,300	1,300	現物有	
C5	家具什器類	戸棚類	コインロッカー	鞆内田洋行 2列5段1-302-0503	8	1,209,600	151,200	現物有	No.150090000000 No.150090010000 No.150090020000 No.150090030000 No.150090040000 No.150090050000 No.150090060000 No.150090070000
D1	家具什器類	箱類	金庫		1	5,400	5,400	現物有	
D2	家具什器類	箱類	キーケース		1	1,200	1,200	現物有	
E1	家具什器類	台類	ベッド		2	380	380	現物有	
E2	家具什器類	台類	アンプ台		1	36,000	36,000	現物有	
E3	家具什器類	台類	機械台		1	425	425	現物有	
F1	家具什器類	厨房器具	湯煎器		1	164,850	164,850	現物有	No.6006368000
G1	家具什器類	冷暖房器具	ガスファンヒーター		5	306,180	61,236	現物有	
G2	家具什器類	冷暖房器具	冷暖房機一式		1	49,988	49,988	現物有	
G3	家具什器類	冷暖房器具	大型冷風扇	ナカミ BCF-40L(N)	14			現物有	
G4	家具什器類	冷暖房器具	サーキュレーター	YAMAZEN YAR-DD25	14			現物有	
G5	家具什器類	冷暖房器具	スポットクーラー	広電 KSA250D	4	2,775	0	現物有	
H1	家具什器類	運動及び娯楽用具	マット		72	176,976	2,458	現物有	
H2	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球台		46	2,213,960	0	現物有	
H3	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球台		10	547,848	0	現物有	
H4	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球台	三英14-553 SVA-DX-W	6	990,000	165,000	現物有	
H5	家具什器類	運動及び娯楽用具	審判台		10	14,420	1,442	現物有	
H6	家具什器類	運動及び娯楽用具	踏切板		2	1,050	210	現物有	
H7	家具什器類	運動及び娯楽用具	とび箱		5	8,000	1,600	現物有	
H8	家具什器類	運動及び娯楽用具	バスケットボール台(1対)	セノー社製DA033103	1			現物有	
H9	家具什器類	運動及び娯楽用具	移動式バスケットゴール装置(1対)	セノー社製DA0321	1	240,000	240,000	現物有	No.100068140000
H10	家具什器類	運動及び娯楽用具	ハンドボール大型表示器		1	2,976,700	2,976,700	現物有	No.60075510000
H11	家具什器類	運動及び娯楽用具	アマチュアレスリングマット		1	2,650,000	2,650,000	現物有	No.60075490000
H12	家具什器類	運動及び娯楽用具	テニス支柱		5	40,942	0	現物有	
H13	家具什器類	運動及び娯楽用具	バレーボール支柱		6	498,975	0	現物有	
H14	家具什器類	運動及び娯楽用具	差込式兼用支柱	セノー-DE453100	6	382,800	63,800	現物有	底上げ金具11cm、塞寸床下寸法26cm:5 底上げ金具11cm、塞寸床下寸法26cm:1
H15	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球用防球フェンス		120	415,400	10,385	現物有 (少数ネット破損有)	
H16	家具什器類	運動及び娯楽用具	アイスホッケーゴール	パティネレジャー	2	9,000	9,000	現物有	R5購入(1)
H17	家具什器類	運動及び娯楽用具	スポーツ用ヘルメット	シルバークラックス プロテクターヘルメット SC110	40	37,800	1,890	現物有	R5購入(20)

番号	品目名称	品目名称	商品名	規格	数量	金額	単価	確認状況	備考
H18	家具什器類	運動及び娯楽用具	6人制バレーネット	カネヤ・K-185DY	3	128,625	25,725	現物有	
H19	家具什器類	運動及び娯楽用具	フットサルゴールネット	カネヤ・K-1272	4	103,680	25,920	現物有	
H20	家具什器類	運動及び娯楽用具	アイススケート靴		2,000			現物有	指定管理者⇒府へ無料貸与
H21	家具什器類	運動及び娯楽用具	卓球サポートセット		15			現物有	
H22	家具什器類	運動及び娯楽用具	ソフトバレー・バドミントン支柱保護カバー	トーエイライト B2778B	5			現物有	
I1	家具什器類	その他器具類	傘立て		2	15,400	1,925	現物有	
I2	家具什器類	その他器具類	鏡		4	9,400	2,350	現物有	
I3	家具什器類	その他器具類	残留塩素測定器		2	950	475	現物有	
I4	家具什器類	その他器具類	除湿機一式	日立製 RK-NP5LTV	1			現物有	No.170112560000
I5	家具什器類	その他器具類	給湯器一式	ノーリツ製 MBX-9000	1	950	0	現物有	
I6	家具什器類	その他器具類	大型循環送風機	ナカミ BF-75V	4			現物有	
I7	家具什器類	その他器具類	サニタリーボックス	パール金属 ワコトレーディング ゴミ箱 ふた付き ステンレス ペダル ペール 3L カリス2 H-2283	1	1,756	1,756	現物有	
家具什器類計					3,172	20,946,734			
J1	機械器具類	農工器具類	ドリル		1	1,175	1,175	現物有	
J2	機械器具類	農工器具類	研磨機		1	19,500	19,500	現物有	
K1	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスマイク		4	69,800	17,450	現物有	
K2	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンプ		1	63,200	63,200	現物有	
K3	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンプ・マイクセット	ユニベックス製 300MHz帯ポータブルワイヤレスアンプ WA-362DA・DU-350・WM-3000A	1	137,160	137,160	現物有	No.150091470000
K4	機械器具類	通信器具類	ワイヤレスアンテナ		4	76,000	19,000	現物有	
K5	機械器具類	通信器具類	筐型スピーカー		2	40,600	20,300	現物有	
K6	機械器具類	通信器具類	音響用ミキサー		1	22,890	22,890	現物有	
K7	機械器具類	通信器具類	音響一式		1	22,890	0	現物有	
L1	機械器具類	計器測量器具	産業用機器 R20000記録計	入力点数6打点、記録周期10秒、表示内容:デジタル横河電機株式会社 4371 06-1	1	243,600	243,600	現物有	No.70155500000
M1	機械器具類	医療器具類	自動体外式除細動器(AED)		1	116,640	116,640	現物有	No.200034110000
M2	機械器具類	医療器具類	自動体外式除細動器(AED)	FRx+e	1	116,640	116,640	現物有	
M3	機械器具類	医療器具類	サーマルカメラ		2	116,640	116,640	現物有	No.200034120000 No.200034130000
M4	機械器具類	医療器具類	非接触温度測定消毒液噴霧器	STPS-003	2	116,640	0	現物有	
機械器具類計					23	696,815			
N1	車両類	軽車両類	手押車		12	336,000	28,000	現物有	
N2	車両類	軽車両類	椅子収納用台車		6	36,000	18,000	現物有	
車両類計					18	372,000			
O1	雑品類		フロアシート		73	5,825,470	0	現物有	
O2	雑品類		体育館シート		35			現物有	
O3	雑品類		遮光カーテン一式		1	355,000	355,000	現物有	
O4	雑品類		ITV装置一式		1	482,105	482,105	現物有	
O5	雑品類		据置鉛蓄電池		54	4,200,000	0	現物有	
O6	雑品類	雑品類	旗	国旗 90×135(エクストラ) 国旗 90×135(テトロンツイル)	2			現物有	
O7	雑品類	雑品類	旗	府旗 90×135(エクストラ) 府旗 90×135(テトロンツイル)	2			現物有	
O8	雑品類		脚立	長谷川工業株式会社 XAM 3,0 — 33	1			現物有	
O9	雑品類	雑品類	ホワイトボード	オフィスコム OC-WB1890R2 B0CNQXNNGV	4	63,324	15,831	現物有	
雑品類計					173	10,925,899			
	その他	その他	カギ一式		260	0			
その他					260	0			
総合計					3,646	32,941,448			

(指定管理者⇒大阪府)

誓 約 書

大阪府と、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立臨海スポーツセンター条例第 4 条に規定する指定管理者として、大阪府立臨海スポーツセンターの管理運営業務協定書を締結するに当たって、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しません。	<input type="checkbox"/>
2	大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	次の事項について遵守します。 ① 下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。 ② 下請契約又は再委託契約を締結する前に、指定管理者は大阪府の書面による承諾を得る必要があります。 ③ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約をする前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。 ④ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。 （あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。） ⑤ 指定管理者として施設を管理運営するに当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに大阪府に報告してください。 ※下請負人には第 2 次以下の下請契約または再委託契約の当事者を含みます。	

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

※代表法人、その他の構成員のいずれも記名すること

次の者は、「規則第 3 条第 1 項各号」に該当します。

- ① 暴力団員
- ② 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(第30条関係 下請け業者⇒指定管理者)

誓 約 書

私は、大阪府立臨海スポーツセンター指定管理者からの契約を受注するに当たり、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	
2	大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	次の事項について遵守します。 ① 下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。 ② 下請契約又は再委託契約を締結する前に、下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他大阪府が必要とする事項を、指定管理者を通じて、書面により大阪府に通知する必要があります。 ③ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約をする前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。 ④ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に規則第3条第1項各号のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、指定管理者からその契約の解除を求められます。 （あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。） ⑤ 指定管理者との契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに大阪府に報告してください。 ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

- ① 暴力団員
- ② 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

管理運営等マニュアル

危機管理対応マニュアル
・緊急時における110番への通報、緊急時における119番への通報、施設毎の停電・地震・火災・台風対応、テロ対応、災害時における館内放送、盗難対応、苦情対応、不審者・不審物対応、緊急連絡体制・緊急連絡網
個人情報保護マニュアル
・責任体制の整備、作業責任者等の届出、教育の実施、派遣労働者等の利用時の措置、個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、資料等の返還等、廃棄、調査、事故発生時における報告
利用料金の還付・減免の基準
・還付基準、減免基準、障がい者団体利用対応、スケート割引券の実施
施設利用対応マニュアル
・専用利用・一般団体利用、スポーツ教室、卓球台開放、スケート貸靴、氷上ソリ貸出
施設設備管理業務マニュアル
・設備管理業務・施設運営業務・設備点検表
その他
・乙は、上記のほか管理運営業務に必要な諸規則を整備した場合は、甲へその内容を届け出るものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。
 - 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

- 第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

- 第8 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。
- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
 - (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報

報の保管

- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第9 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の取消し）

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、指定を取り消すことができるものとする。

（損害賠償）

第 17 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

第 6 第 2 項関係 甲が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、乙は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、乙は、甲自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【参考】個人情報保護関係規定 (個人情報取扱事務委託基準など)

<http://www.lan.pref.osaka.jp/101300/kojinjoho/index.html>

[府政情報室 庁内 HP]

※本遵守事項は、「情報システムの開発等において事業者が遵守すべき事項について(第四版)」(行政DX企画課作成)を参考に作成しています。一般的な業務を想定して整理していますので、業務内容に応じた適切な内容としてください。具体的な項目設定にあたっては、国家サイバー統括室の「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(SBD マニュアル) 対策要件集」なども参考にしてください。

情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項

1 全体事項

乙は、当該管理運営業務の履行にあたり、業務システムやパソコン、ホームページなどの運営に常に情報セキュリティリスクが存在することを認識し、以下の内容を本府との間で整理し、決まった内容を遵守するとともに、再委託を行う場合には、再委託先(再々委託先も同様)にも遵守するよう指示をお願いします。

- (1) 仕様書等に記載された情報セキュリティ要件の遵守
- (2) 個人情報等の漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め
- (3) 乙の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定など体制・役割の明確化と本府との共有
- (4) 提供される品質や成果等に関する水準(サービスレベル)保証
- (5) アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法の明確化など、情報のライフサイクル全般での管理方法
- (6) 従事者に対する教育の実施
- (7) 甲が提供する情報の目的外利用及び乙以外の者への提供の禁止
- (8) 業務上知り得た情報の守秘義務
- (9) 再委託等に関する制限事項の遵守
- (10) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- (11) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- (12) 甲による監査、検査
- (13) 甲による情報セキュリティインシデント発生時の公表

2 情報セキュリティ事故時の対応

乙は、情報セキュリティ事故の発生時に迅速に対応し、被害の拡大を防止するとともに、再発を防止するため、原則として、次に掲げる項目の遵守をお願いします。

- (1) 情報セキュリティ事故の発生により、情報システムに影響があった場合は、速やかに甲に報告し、回復処置を講じること。
- (2) 情報セキュリティ事故発生を想定し、次に掲げる項目について検討し取りまとめておくこと。
 - ア 考え得る事故に対する対応方法
 - イ 履歴及びこれに該当する証拠物件の収集及び保管
 - ウ システム回復手順
- (3) 情報セキュリティ事故の対応に関する検討内容を必要に応じて見直すこと。
- (4) 情報セキュリティ事故からの回復後に、情報システムの正常動作を確認し、甲へ原因や影響範囲の調査結果、回復方法及び再発防止策について報告すること。